

感対第 214 号
令和 4 (2022) 年 6 月 24 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、今週先週比が 1 を下回って推移し、人口 10 万人あたりでは 30 人程度となり、ゴールデンウィーク明けの 4 分の 1 以下まで減少しています。

また、病床使用率は 10% を下回って推移するとともに、重症病床使用率や中等症者数も低い水準であるなど、医療提供体制への負荷は低い状態が継続していることなどを総合的に勘案し、警戒度はレベル 1（維持すべき レベル）に引き下げることとしました。

その上で、今後、ワクチンの 3 回目接種と感染により獲得された免疫が減衰していくことや、夏休みシーズンとなる 7 月以降の接触機会の増加が予想されること、オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から、引き続き、基本的な感染対策の徹底を呼びかけるとともに、医療提供体制への影響を注視することとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知してくださいますようお願いいたします。

（
　　栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
　　栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
　　TEL 0570-666-983
）

警戒度レベル1における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和4(2022)年6月25日(土)~

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「適時適切なマスク着用」・「会話する=マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 「飲酒を伴う懇親会等」や「大人数や長時間におよぶ飲食」の実施は、感染リスクが高まることから、
上記の点について特に注意する
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用する
- 帰省や旅行等においても、感染リスクの高い行動を控える
- 症状等がある場合などには、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる

事業者に対する働きかけ

- ・ テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- ・ 感染拡大防止のための適切な取組の実施
- ・ 基本的な感染対策の徹底
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
- ・ 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施
- ・ 事業継続計画(BCP)の点検・見直し及び策定

●イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底し、また、直行直帰をすること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
 - ・それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

- 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
チェックリスト作成のみ	大声なし※3	100%以内※1	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	大声あり※3	50%以内※2	
「感染防止安全計画」策定・実施		100%以内 「大声なし」の担保が前提	収容定員まで

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

無料の検査について（概要）

①ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査

検査の目的

社会経済活動を行うにあたり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

無料となる対象者

- ・ワクチン3回目接種未了者
- ・ワクチン3回目接種済みであるが、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患有する者との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合

※いずれも、無症状者のみ

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等)において、原則対面で実施

検査の種類

抗原定性検査（簡易キット検査）

※PCR検査等を利用する場合を、10歳未満の受検、高齢者・基礎疾患有する者との接触を予定している場合に限定

無料の期間

R4.8.31まで（今回延長）

②感染拡大傾向時等の検査

検査の目的

知事が、特措法第24条第9項等に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請し、それに応じていただくことにより陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

無料となる対象者

知事からの要請により、検査を受検する住民の方（ワクチン接種者含む）
※無症状者のみ

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点（薬局等）において、原則対面で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※検査拠点により異なります

無料の期間

現状の感染状況は感染拡大傾向にはないことから、
6月30日をもって休止する

○検査拠点は県HPに掲載（R4.6.21時点 216箇所）

<注意事項>

- ・発熱などの症状がある方は、医療機関を受診してください。
- ・無料検査で陽性となったときは、必ず医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。